2022年　日本初となる、精子バンクを使用した非匿名の提供精子による体外受精を開始
精子提供者の非匿名登録の開始
精子提供者の一般公募を開始

THE YOMIURI SHIMBUN
讀賣新聞
2022年(令和4年) 1月14日 金曜日

都内クリニック
第三者精子で体外受精へ
提供者情報 子に開示

第三者の精子を使った体外受精(用)を、都内のクリニックが4月にも開始する。生まれた子どもに対し、精子提供者の情報の一部開示を国内で初めて行う。不妊に悩む夫婦の選択肢を広げ、子どもの「出自を知る権利」を保障する狙いがあるが、提供者情報の長期管理を民間が行うには課題も多い。

実施するのは「はらメディカルクリニック」(東京都渋谷区)。匿名で提供された精子を使った人工授精(AID)を長く行っており、日本産科婦人科学会が認めた12の登録施設の一つだ。今春からは人工授精より妊娠率が高い体外受精も行う。

対象は、夫が無精子症で、6回以上のAIDでも出産できなかったなどの夫婦。夫婦には妊娠後に提供者の職業や病歴を伝え、生まれた子が18歳以降に希望すれば提供者が電話や面会などに応じる。提供者の同意があれば、氏名や年齢も伝える。国内外の精子バンクも利用する。

宮崎薫院長は「子どもを持ちたいと考える夫婦の希望に応え、国内の現状にも一石を投じたい

(用)体外受精　精子と卵子を体外で受精させ、子宮に移植する不妊治療。精液を細い管で子宮に注入する人工授精より、妊娠率は高いが女性の心身への負担は大きい。

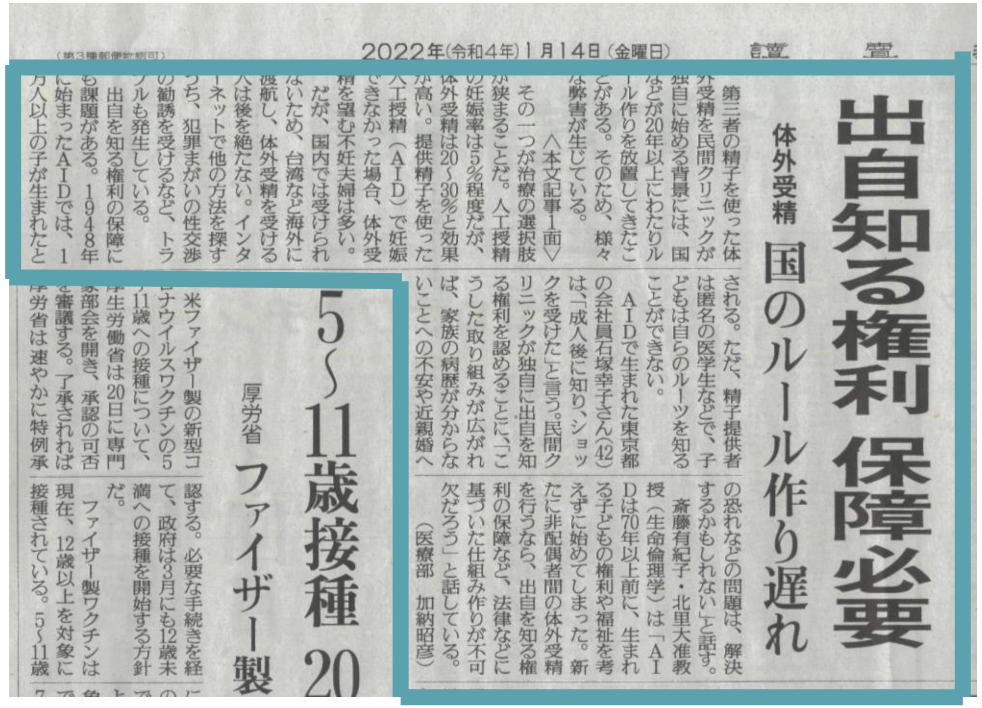

2022年(令和4年)1月14日(金曜日)

出自知る権利 保障必要
体外受精 国のルール作り遅れ

第三者の精子を使った体外受精を民間クリニックが独自に始める背景には、国などが20年以上にわたりルール作りを放置してきたことがある。そのため、様々な弊害が生じている。

〈本文記事1面〉

その一つが治療の選択肢が狭まることだ。人工授精の妊娠率は5%程度だが、体外受精は20～30%と効果が高い。提供精子を使った人工授精(AID)で妊娠できなかった場合、体外受精を望む不妊夫婦は多い。

だが、国内では受けられないため、台湾など海外に渡航し、体外受精を受ける人は後を絶たない。インターネットで他の方法を探すうち、犯罪まがいの性交渉の勧誘を受けるなど、トラブルも発生している。

出自を知る権利の保障にも課題がある。1948年に始まったAIDでは、1万人以上の子が生まれたとされる。ただ、精子提供者は匿名の医学生などで、子どもは自らのルーツを知ることができない。

AIDで生まれた東京都の会社員石塚幸子さん(42)は、「成人後に知り、ショックを受けた」と言う。民間クリニックが独自に出自を知る権利を認めることに、「こうした取り組みが広がれば、家族の病歴が分からないことへの不安や近親婚への恐れなどの問題は、解決するかもしれない」と話す。

斎藤有紀子・北里大准教授(生命倫理学)は「AIDは70年以上前に、生まれる子どもの権利や福祉を考えずに始めてしまった。新たに非配偶者間の体外受精を行うなら、出自を知る権利の保障など、法律などに基づいた仕組み作りが不可欠だろう」と話している。

(医療部　加納昭彦)